

昭和二十三年十二月二十二日印刷
昭和二十三年十二月二十三日発行
委員 原 虎一君
参議院事務局 印刷者 印刷局

第十五部

第四回参議院労働委員会會議録第三号

昭和二十三年十二月八日(水曜日)

本日の會議に付した事件

○公共企業体労働関係法案(内閣送付)

午後二時五十八分開会

○委員長(山田龍男君) 只今から労働委員会を開会いたします。昨日に引続きまして逐條審議に入ります。第四章の十七條、十八條に關して御質疑ございませうか。ちよつと私からお伺いしますが、十八條の規定は労働組合法の第一條第二項の規定に相当するものじやないかと考へるものでありますが、この十七條に違反した行為は全部本刑法によつて処罰するといふのであります。かゝる一般刑法によつて処罰するといふことの、その限界を一つ示して頂きたいと思ひます。

○政府委員(西村龍次郎君) 御質問の御趣意は、十七條違反行為はいわゆる労働組合法の第一條第二項の正当なる行為を認められぬか、然らば認められぬといふとすれば一般刑法は結局どうなるかといふような御質問だと思ひますが、十七條違反行為はこれは労働組合法第一條の二項の、いわゆる正当なる行為にならないわけでありまして、然らば一般の刑法はどういふふうになるかといふと、これは一般刑法の適用の問題でありまして、この場合にやれば公務執行妨害が成立する場合もあつたが、或いは威力による業務妨害といふのが成立する場合がありまふ。或いは背任罪の成立等も考へられる場合があるのではないか、これは具体的に

關係いたしますことになると思ひます。

○委員長(山田龍男君) そうしますと、今の一般刑法はそういう趣意で適用されるとして、例えば軽犯罪法ですね、軽犯罪の程度のもので一般刑法の適用範圍としてやはり中に入るといふのであります。

○政府委員(西村龍次郎君) 勿論軽犯罪のその行為自体は、軽犯罪法の違反であれば、その場合においてはいふやうな適用がある、但しこれは念のために申上げて置きますけれども、十七條はその爭議行為の禁止でありまして、國体交渉とかいふものはつきり認められておるわけでありまして、國体交渉の過程において労働組合法第一條第二項が適用されると、こゝういふに御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(山田龍男君) そうしますと、ビケッティングのような場合に一般刑法を適用されることになる、正当なる労働組合の活動と見るべきかどうかといふ限界が非常に誤まりとなつて来るのですが、ビケッティングの場合にもやはり一般刑法といふものが適用されることになるのですか。

○政府委員(西村龍次郎君) ビケッティング、その実体は法制局長あたりから御答弁願つたら如何かと思ひますが、ビケッティングにもいろいろ態様があると思ひます。その場合においては或いは公務執行妨害といふこともありまふしやうし、そうでない場合もある。これは実体で、私の方は法律的に

どういふお答えはいたし兼ねると思ひます。

○委員長(山田龍男君) そうしますと、公共企業体の労働関係法で決める争議行為といふのは、いわゆる労働組合法の第一條第二項の刑事的阻却性は全然認めないといふのが立法精神と見て差支ないでしやうか。

○政府委員(西村龍次郎君) この法文を冷やかに見ますと、第十七條に書いてありますやうな同盟罷業、怠業その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為はしてはならないといふことになりまふと、苟くもこれに該当する行為については違法性を阻却しないといふことになりまふ。但し十七條の違反行為であつて直ぐそれが刑法の罰則に觸れるかどうかといふことは、これは別問題であります。

○委員長(山田龍男君) ちよつと速記を止めて下さい。

(速記中止)

○委員長(山田龍男君) 速記を始め、別にこの四章に關して御質問ございませうしやうか。

○原虎一君 十八條に關してですが、「前條の規定に違反する行為をした職員は、この法律によつて有する一切の權利を失ひ、且つ、解雇されるものとす。」これは以前にも質疑が行われておるのですが、どうもこの文章で行きまふと、一切の權利を失ひ且つ解雇されるものに決まつておると解釈できるのです。説明によると解雇は最大のものとして、事前にそれに次ぐ処置が

行われ得るといふ説明があつたと思ひますが、併しどうもこの文章から見ると、さういふ解雇されるものに決まつておるといふ印象、又さう解釈するのが正しいとも思へるのです。この点を政府委員に御説明願ひたい。

○政府委員(西村龍次郎君) この点は解雇されるものとするとありますので、解雇されるという表現と違つております。この意味は当然、例えば失職するとか、必ず公共企業体がその職員を解雇しなくてはならないといふ意味じやございませうので、ここにありまふように、もう少しくだいて申しますれば、解雇され得るものとす、併し解雇され得るといふ表現も、むしろおかしいといふので、解雇されるものとす、こゝういふにしたのであります。

○委員長(山田龍男君) 別に御質問ございませうしやうでしたら、次に第五章に移りまして、十九條、二十條、二十一條、二十二條、二十三條、二十四條、二十五條に亘りまして質疑をお願いいたします。

○原虎一君 十九條第二項「苦情処理共同調整会議の権限及び運用の細目は、公共企業体と職員の交渉委員の間の交渉で定める。」これが若し決まらなかつた場合の処置は、どこかに規定してあります。

○政府委員(西村龍次郎君) 第八條の二項六号に「苦情処理機関」といふのがありますが、國体交渉の方としまして……従ひましてこれは國体交渉の一

つの事項でございませう。やはり調停仲裁という手続によつて決められる、こゝういふことになるわけでありませう。

○原虎一君 二十一條の二項の二「公共企業体の交渉委員は、職員又はその組合から提出した名簿の中から委員の候補者一名を、職員の交渉委員は、公共企業体の提出した名簿の中から委員の候補者一名をそれぞれ選出する。」といふことになつておりますが、この委員の候補者を職員の交渉委員の方で出す、それが選ばらなかつた場合にどうなるか、これはどういふふうになりますか、繰りまらなかつた場合に……もう一度申上げますが、要するに組合若しくは組合ならざる職員の交渉委員の中から、委員の候補者一名を出して来るのであります。これが技術的に選ばらなかつた場合があり得ることが予想されるのですが、こゝういふ場合の規定はどこかにあります。

○政府委員(西村龍次郎君) 御尤もな御質問であります。この法案を立案中の研究の過程においてはいろいろ考へまして、その場合にはどうするかといふことまで言つたのであります。さういふことをいたしますと、ここに選出した者から双方で交換的に選出するといふ趣旨は、どこまでも調停委員会がスムーズに運行ができることを予定し、又期待しておるのであります。から、これが繰りまらなかつた場合、別の方法で納得の行かんものを選任いたしましても、うまく行かないだらう。従つてこれはどこまでも繰りまらな

ば纏まるまでお互いに打合せして行く、かようなことを予定しておりますので、別に纏まらない場合にはどうする、という規定は置いていないのであります。

○原虎一君 この調停委員会は、申すまでもなく非常な重要性を持つておる。殊に職員若しくは組合側から申しますと、爭議権というものが禁止されておるのでありますから、その調停委員会に対する期待というものが強い。又それだけにこれは双方折衝の機関と

して極度に利用を双方共にしようとするのであります。又そうなければならん。そういう場合に善意にのみこれが遂行されることがなくて、いづれかの方において折衝の、闘争と申しますか、駆け引きというようなことが起り得ることが考えられる。従つてそういうことが起らないように、そういう又駆け引き等にお互いが考え得ないように規定して置くことが必要であると思うのです。従つてこの法律の條文を見ますと、或る所は組合若しくは職員の自主性に任すが、或る所は労働大臣が、相當に大臣の権限においてやるというやうなところがある。終始一貫していなゝ点があると思うのです。とういふ点について、もつと具體的な規定の必要性を感じないのかということであります。今局長の説明だけでは、余りに簡單過ぎる感じがするのであります。これで運営に差支えない、又法の運営をじた後に不備な点は直して行くといふ、そういうお考えであるか、その点をもう少しはつきり願いたいと思ひます。

○政府委員（賀来才三郎君） 御質問の御趣旨なり、御意見は我々としたしま

してもよく分るのであります。御承知のように労働法にいたしましたも、あれを運用いたしました経験から申しまして、労働関係を速かに平和的に調整をして行くために、これならば十分だと思ひ、先ずそれは非常によい條項であるといふことを當時考へました條項が、運営いたしましたと却つてそれが不便でありましたり、不利であつたりすることがあつたのであります。この法案は特別に公共企業体という、我が國におきまして初めて形態を取つてお

るものであります。更にこの労働法の短い経験しか持つていないような條項が、特に公共企業体の労働関係の調整のための事務的、主として手続的なことを、ここに出して來まして、而もその内容につきましては相當理想的な考え方が盛りれておつたりするわけでありまして、或いは運用いたしますにつきましては、さようなことが各方面に出て來る處れないとは申上げられないのであります。御意見のところに或るところは労働大臣がこれを非常に詳しく突込んでやる。例えば單位の決定等につきましては非常に詳しくやつておるのであります。この二項の二号につきましては、どこまでも自主的に、双方が納得ずくで行くということを規定しておる。これを運用いたしますと、或いは只今申しましたようなことが起らないとは限らないのであります。とにかく當局といたしましては、これで運用いたしまして、若しどうしても運用上まずい、或いは却つて逆のことが起るというふうな場合には、國會の御承認を願つて、いつでもこれを是正して行きたいと、かように考へておる次第であります。

○委員長(山田勘男君) 二十四條の第五号、國有鐵道の場合に運輸大臣又は労働大臣、專賣公社の場合には、大藏大臣又は労働大臣、このようにに調停の請求權を主務大臣と労働大臣に持たしてありますが、この紛争、苦情或いは紛争の調停についての、調停に於ける必要があるかどうかという、請求する場合、主務大臣が見た場合と、労働大臣が見た場合とが、場合によつては非常に違ひがあるのじやないかと思ふのですが、こういうようにに労働大臣

或いは主務大臣、主務大臣或いは労働大臣というようなことになつておると、その点に実際問題として調停に、非常に主務大臣と労働大臣との判定に差があるということが想像できるので、こゝいう場合には第五号の場合には主務大臣がやれば、もう労働大臣はこれに対して、まあ何と言いますか、意見を出すという、そういうことは全然できない立場で、これは制定されておるのですか。

○政府委員(實業才二郎君) 御尤もな御質問であります、この法案の研究の過程におきましては、閣議の統一性、或いは労働行政の統一性、かような意味合からいたしまして、請求できるのは窓口一本の労働大臣ということにするという強い意見がありました、一方ではこの際におきます大藏大臣又は運輸大臣というものは、公共企業体に対しては監督の立場にあり、正常なる運営を常に図って行かなければならない。かような意味において労働大臣と同格で請求する立場を取る方がいいのじやないか。いろいろ研究せられたのであります、最後のには只今御質問のような場合には、閣議の統一性と

いうこともありまゐるし、さような場合におきましては相当重大な、或いは重要な問題が起つておる場合を予想せられますので閣議において適当に統一が取れるだろう。さような意味におきまして大蔵大臣又は運輸大臣のどのような権限も認めて置く方がいいのじやないかということに決定をいたしまして、かような法文になつた次第であります。

○原虎一君 この第二十四條でありますが一調停委員会は、左の各号の一に

該当する場合に調停を行う。」一、二、三、四、五になつておりますが、調停に應じないという場合があり得る。この場合は調停に應じないという、双方が應じないというより、一方がむしろ應じないという場合にはどうなる、應じないことができるのではないかということ、應じない場合においてはどうするかということであります。この点についての御見解を明かに伺いたい。

○政府委員(實業才二郎君) 現行の勞

調法におきましても、さような場合がありまして、その場合に労働大臣或いは労働委員会が戦権に基いて調停をやる。ところでそれにも應じない、出て来ないという場合には何らかの罰則があるかと言いますと、さようなことはない行き方をいたしておるのであります。これはさような場合には實際的に調定委員会が双方を呼んで納得づくで持つて行く、こういうことを建前にしております。併し若しそういうことをいたしましても、一方又同方が應じないとしても、一方又同方が應じないとしても、重大なる影響を及ぼし、又公益にも影響を及ぼすという場合には、仲裁委員会が強制仲裁に入るというようなこと

を予定していたしている次第であります。

○委員長(山田節男君) 第五章のうちで外に御質問ございませんですか。ないようでありますから、次に第六章に入りまして、第二十六條から三十八條まで、この間を御審議をお願いいたします。

○厚虎一君 二十八條の「仲裁委員会」の委員の任期は、三年とする。」と、こうありますが、これには何か深い理由がありますでしょうか。調停委員は確か一年と思いましたが。

○政府委員(西村鑑次郎君) この「仲裁委員会」の委員の任期は、三年とする。特別にこれに意味があるわけではございません。但し仲裁委員会というのは中央に一つあります。相當これは全体のことに通曉していただくのは工合が悪いという点がありますので、余りが頻繁に変るといふことも如何かと思ひます。又一方余り長くとも工合が悪いといふこともありますので、大体三年くらいといふことに考えております。

委員を罷免する場合、「内閣総理大臣は、その他の理由により、」とありますが、その他の理由によりというのは、如何なる理由でもよいのですか。これほどいう意味に解釈したらいいのですか。

○政府委員(賀来才二郎君) 御質問の趣旨はよく分るのでありますが、これはもう極めて例外的な場合、万一の場合作予想して書いたものでありまして、例えは著しく中立の立場を失つて來たというふうに認められた場合、これがこの場合に当るのではないかと考えている次第であります。

○早川權一君 この二十九條の本文の

○政府委員(賀来才三郎) 御質問の御趣旨なり、御意見は我々といいたし

これを是正して行きたいと、かように考えておる次第であります。

のであります。最後の御質問の御趣旨は、閣議の統一性と

を及ぼすという場合には、仲裁委員会が強制仲裁に入るというように

いる次第であります。○早川一君 この二十九條の本文の

方の罷免の理由が、或る場合に労働大臣、運輸大臣、大蔵大臣、こう書き分けてあるのは、これは内閣総理大臣が罷免権があるとすれば、直接内閣総理大臣が罷免するということを書いても差支えないのじやないでしょうか。これは何か理由があります。

○政府委員(西村寅次郎) これは実体と符合するように規定した趣旨でございます。労働大臣或いは運輸大臣若しくは大蔵大臣というものは、実際の労働関係、延いては仲裁委員会、その構成員である委員というものをよく承知している。従つて本来ならば任命権のある内閣総理大臣は、罷免権も当然行使するわけでありまして、その罷免権の行使については、原則としてはやはり実体をよく承知している主官大臣或いは労働大臣が請求するのを俟ちまして初めて発動し得るということにいたしましたのであります。

○早川一君 もう一点お伺いしたいのですが、どうも仲裁委員会というのは中立の立場で職務を執行するのですから、無論これは政府の機関でもございませぬ。純然たる仲裁機関ということとしますと、内閣総理大臣が「その他の理由により」という漠然たるもので罷免権があるということになりまして、仲裁委員会の委員の中立性というものは怪しいものになるのじやないかと考えられるのですが、この点政府の御見解は如何ですか。

○政府委員(西村寅次郎) 御説明もでございますが、先程御説明いたしましたように、本来内閣総理大臣が任命権を持つており、従つて内閣総理大臣が普通の場合ならば独自の罷免権があるわけでございます。この二十九條

の一項の規定或いは二項の前段の規定によりまして、その内閣総理大臣の罷免権がこういふ主官大臣或いは労働大臣の要求があつた場合に限定されておりますから、それだけであります。何か他の場合にございまして、やはりどうしても内閣総理大臣として独自の見地から罷免せざるを得ない理由があつた場合に、どうしても動きが取れないという趣旨の規定でございますので、この「その他の理由により」の「その他の理由」が非常に廣く氣儘に内閣総理大臣によつて運用されるというふうにはならないのではないかと、かように考へております。

○委員(山田龍男) 第六章中別に御質問をさせていただきます。……では続きまして附則に移ります。別附則について御質問がございませぬようですが、只今労働大臣は衆議院の本会議に出ておられまして、質疑に対する回答が済んだら直ぐこちらへ来るという事になつております。今迎へに参りましたのですが、その間全般に亘りまして若し御質疑の洩れたようなことがありませぬ、幸い政府委員がお見えになつておりますから、この際お願いいたします。

○原虎一君 前回の委員会でも然と留保ということになつておりました。……が、留保の形になつております五條及び十五條について、時間があるようでございますから、お聴きしたいと思ひますが、五條の「公共企業体は、組合員であること、又は組合のために正当な活動をしたことをもつて、職員として雇入れず、又は不利益な取扱をなす。若しくは解雇してはならない。職員は、組合に加入しなかつたことをも

つていかなる不利益な取扱も受けない。」これは先般田村委員からも質問がありまして、職員として雇入れない、即ち組合員であること、又組合のために正当な活動をしたということをもつて職員として雇入れないということとは、この法律で行きますれば、組合の定義が第四條にあつて、職員でなければ組合員ではないのであります。……から、この場合における組合員というものは如何なる組合員であるかというところが明らかにされなければならぬという点を先般お伺ひして、尙研究の上という事になつておりますが、この点は明確になりましたでしょうか。

○政府委員(西村寅次郎) 今の点につきましては、第三條の「以下組合」ということと、この読み方だろふと思ふのでございます。これは公共企業体の職員に関する労働組合全部をがぶつて、以下組合というふうに読みますと、多少……多少にやない、非常に疑問が出て来るわけでありまして、これは労働組合というものを取上げて言いますと、ただ組合というふうにお読み下されば、第五條は当然組合のために正当な活動をしたという場合には、如何なる労働組合、職員の組合にやない。如何なる組合のために正当な活動をしたというところのために雇入れられることを拒絶されることとはない、こゝういふふうに御了解願ひたいと思ひます。

○原虎一君 続いて「又は不利益な取扱をなし、若しくは解雇してはならない。」今のお説で行くと、組合活動をした、元組合員であつたことが雇入れられた後において判明したときに、これは適用するのであるとしか解釈できない。この点はどうか。

○政府委員(西村寅次郎) 私の説明が足らなかつたのだと思ひますが、第五條に申します組合員であるとか、或いは組合のためにという、この組合は公共企業体の職員の組合のみならず、他の労働組合も含めた意味でここに書いてあるのであります。従ひまして從來他のいづれかの労働組合の組合員であつた。そのために雇入れられることを拒絶する、或いは今度その職員として雇入れた後におきまして、他の組合の組合員であるとか、或いはその職員の組合員であるとかを理由として解雇してはならないということも、ここで併せて申しておるわけでありまして、○原虎一君 それではこの組合員又は組合とあるのは本條の労働組合、第三條の公共企業体の職員に関する労働組合、これ以外のものを含むのでありますから、労働組合員又は労働組合のためにと、こゝう文字を入れればもつとはつきりすると思ひます。

○政府委員(西村寅次郎) その点ちよつと速記を止めて頂いて……。

○委員(山田龍男) 速記を止め「速記中止」

○委員(山田龍男) 速記を始めます。……が、ちよつと正確な表現でございませぬが、さういふことも併せてここに記しておる趣旨ならば、これは当然二項としてやるべき筋合ひのものでございませぬ。これは勿論オプン・ショツプが原則でございませぬけれども、今申上げましたように、この五條一項は公共企業体に対する命令規定でございまして、全部それがこの「職員は、組合

○政府委員(西村寅次郎) この第五條一項は、これは全体として、公共企業体に対する規定でありまして、この「職員は、組合に加入しなかつたことをもつていかなる不利益な取扱も受けない。」というところ、これを半面は、この意味を申上げれば、公共企業体が、さういふ加入しなかつたような職員に對しまして不利益な取扱をしてはならないということに過ぎないわけでありませぬ。これは若し今御質問のごとく労働組合に入つていなかつたというために、労働組合に入つていない者と組合から不利益な取扱を受けると申しますか、ちよつと正確な表現でございませぬが、さういふことも併せてここに記しておる趣旨ならば、これは当然二項としてやるべき筋合ひのものでございませぬ。これは勿論オプン・ショツプが原則でございませぬけれども、今申上げましたように、この五條一項は公共企業体に対する命令規定でございまして、全部それがこの「職員は、組合

に加入しなかつたことをもつていかなる不利益な取扱も受けない。」といふところまでかぶつておる。ただ職員側からこれは表現しておるので、多少その疑問が生ずることがある、こういう筋合なのであります。

○原虎一君 次は十五條ですが、第十五條「公共企業体及び職員を代表する交渉委員の会合は、一方の請求があれば開くことができる。但し、云々と云つておりますが、この説明書の第三項を見ますと、併し交渉委員の一方の請求があれば開かなければならんことを他の一方に強制し、義務付けているものではないと、こういう説明があるのではありません。だから一方が請求した場合において一方が拒否する権利は勿論あるが、まああるということになつて、年一回は必ず開くが、年一回以外には拒否していいということになる解釈が取り得るのじやないかと、こう思いますが、この点はどうですか。

○政府委員(實業才二郎君) この文通りに真直ぐ行きますと、結局一方は必ずと拒否し続けるということも言ひ得るのであります。我々の考えといたしましては、先ずさうなことはない。若しさうな態度に出て来るといふことになりましたらば、非常な紛議が起つて来る根本になるのでありますから、場合によりましては調停に付して、そして団体交渉を解決して行く、かようなことになることと予定いたしております。

○原虎一君 これはどうも労働局長の説明とは思えない点は、總じて労働組合は自主的であり、それから紛争は労資双方、この法律によりますれば、企業体代表者と職員代表者が直接折衝に

よる解決がなされることが一番望ましくて、調停、それから仲裁に於けることは、その後第二段、第三段の途であると思ふのであります。従つて拒否できるといふことは、申込んだ一方に申込んだでも拒否できる、申込んだ一方に對し、應ずべき一方が義務付けられないといふことは、殊に罷業を禁止した法律としては私は正しくないと思ふ。今労働局長は説明されましたが、そういうことについて随分強硬されておると思ひます。極端に申しますれば、むしろ折衝は面倒だ、それより早く調停にかけて貰つた方がいいのだから、片一方の交渉委員会の申込みに對しては、一回は会つたけれども、あとは拒否してしまふ、こういうことが行ひ得ると思ふのであります。労資間の紛争といふものを、できるだけ当事者間の折衝によつて解決さすという精神が言へば、これは私は非常にその精神に反する條文である。これは私は然るべき方法で直し得るのじやないか。もう一度御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(實業才二郎君) 私にいたしましては、原委員の御意見には、と申しますのは、飽くまでこれらの交渉は自主的に納得付くで双方がやるべきであるといふことにつきましては同感申上げるのであります。この公共企業体は、特に企業側の経営者といふのは、官吏に準ずる程度の公益性を持つた人達によつてやられますから、まさかさうな態度には出ず、この法全体の精神を汲んでスムーズに行くよう努力するだらう、かように考えておりますが、若し仮にさうなものでない、御懸念のように飽くまで拒否し、

交渉を續けて直ちに調停に持つて行こう、これは從來私共の経験によりましますと、組合側にもそういうことがないではないのであります。さうな場合におきまして、いずれか一方がさうな態度を取ります場合に、ここに義務付けて見まして、果してうまく行くかどうかといふことも考えたのであります。でそれよりも義務付けてどうしてもいかんといふことよりも、この程度にいたして置まして、飽くまで自主的な活動に俟つという態度にした方がいいのではないかと、かような考え方がありましたので、この程度の規定にいたしておるわけでありました。

○原虎一君 労働局長の御説明で、義務付けて見たところで、實際上うまく行かなければ仕方がないから、こうしなつておられますが、これは先程説明申しました労働者側にも政府側にも、この場合においては折衝する権利と、折衝しなければならん義務があるといふことは、これは明確にすべきじやないか。にも拘わらず説明書の中に、併し交渉委員会の一方の請求があれば開かなければならんことを他の一方に強制し、義務付けているものでないといふ説明書ですね。これは甚だ私は了解に苦しむのであります。應じなくてもいいのだといふことが説明されれば應じなくてもいいのだ。むしろ先程局長の説明があつたように、又私も申上げたように、労資双方が自主的に、お互いに折衝する権利と義務があるのだ、にも拘わらず行ひ得ないといふ場合には、何かの事情があるから調停にかけ、それでもまだうまく行かん場合においては仲裁に於ける、法の建前がこうあるべきでないか、それが

どうもこの説明書の第三項を見まして、その精神に逆行しておる。こういうことは労働組合法の不備の点をこへ持つて来る必要はないのであり、それからこの法律は、或る程公共企業体のみに適用するのであります。この法律に盛られておる精神は、又これを従事する労働関係に取つて以て使われる、そういう精神が働くといふことを常に労働省当局は考へて貰われないと、ただこれは公共企業体のみだから、民間労働関係とは別な考へでいいのだといふことは、これは許せないのではありません。すでに先日の公聴会においても鉄道、専賣に於ける、むしろ石炭、電氣、私鉄に於ける法律を作るべきだといふ資本家側の意見があつたことも事実であります。従つて私はそういう点を民間にもこの精神が取つて以て主張され易いといふ点から考へても、この十五條ばかりではありません。他にもあります。ここからは余程明かにするといふことに努力を拂われなければならん。従つてこれ以上は討論になり、議論になりますから、いづれ又修正意見を提出することにしたしまして、私の質問は打ち切りたいと思ひます。

○政府委員(實業才二郎君) お答えを無理にしようといふのはございませうが、この際御了解を願つて置きたいと思ひます。原委員の今の御意見、御主張に對しましては、我々全面賛成であります。この法案の第一條以降に於ております考へ方といひましては、又義務付けておりますのは、双方が友好的に調整するために、労働関係を調整するために最大限の努力を盡さ

なければならぬといふことが出ておるのであります。若し第十五條にあることを書いてあるからと言つて、紛争処理機関に持つて行く、或いは調停機関に持つて行くといふことがございします、これは法全体の精神に反するものと思ひます。運用の関係者は、労資双方は勿論、まあ我々は関係当局といひました。只今の御注意の点はその通りにやらなければならん。かようなことは考へております。ただこの際申上げまして一應御了解を願ひたいと思ひます。これは、この逐條説明に書いてあります。あの言葉は不十分であつたと思ひますが、実は極めて事務的に法令の言葉の解釈をあいつうに書いてあつたのであります。言葉上の解釈から言ひますと結局あいつうことになるのであります。併しよく一般に對しまして逐條的な説明をやつて行く、そしてこれを一般に公布する場合におきましては御意見の点を十分誤解のないように説明をいたしたいと、かように考へておりますので、御了承を願ひたいと思ひます。

○村尾重雄君 先程審議されました仲裁の開始の第三十四條の四項ですが、「二箇月以内に調停が成立しなかつたとき」といふのが、御承知のように調停される問題はかなり複雑微妙であつて、二ヶ月以内に解決されなかつた問題は、すべてが仲裁委員会に取上げられなければならぬのですか、どうかといふことです。御承知のように非常に問題が複雑な中で、時間的には解決され得る問題が多々あると思ひます。若しこういうすべての問題が仲裁委員会に取上げられるものとするならば、かなり仲裁委員会が沢山の問題を

なければならぬといふことが出ておるのであります。若し第十五條にあることを書いてあるからと言つて、紛争処理機関に持つて行く、或いは調停機関に持つて行くといふことがございします、これは法全体の精神に反するものと思ひます。運用の関係者は、労資双方は勿論、まあ我々は関係当局といひました。只今の御注意の点はその通りにやらなければならん。かようなことは考へております。ただこの際申上げまして一應御了解を願ひたいと思ひます。これは、この逐條説明に書いてあります。あの言葉は不十分であつたと思ひますが、実は極めて事務的に法令の言葉の解釈をあいつうに書いてあつたのであります。言葉上の解釈から言ひますと結局あいつうことになるのであります。併しよく一般に對しまして逐條的な説明をやつて行く、そしてこれを一般に公布する場合におきましては御意見の点を十分誤解のないように説明をいたしたいと、かように考へておりますので、御了承を願ひたいと思ひます。

資力、この法律によりますれば、企業代表者と職員代表者が直接折衝に

ります。若し仮にさうなものでない、御懸念のように飽くまで拒否し、

ん場合においては仲裁にかけ、法の建前がこあるべきでないか、それが

が友好的に調整するために、労働関係を調整するために最大限の努力を盡さ

委員会に取上げられるものとするならば、かなり仲裁委員会が派山の問題を

ば抱え込むことになると思ひますが、これは調停委員会の意見によつて、二ヶ月を超しても解決される見込のあるとした場合においては、別に延ばされ

要するにこれは組合を歓迎しない。それからいへばアメリカの事例から言

通りに公共企業体の職員の罷免権を禁

のは、お説の通り、マツカーサー・

おきまして、労働大臣に申上げるま

○政府委員(實業才二郎) 実はここ

○政府委員(實業才二郎) こういう

○厚虎一君 公共の福祉及び公共性

○厚虎一君 公共の福祉及び公共性

○厚虎一君 公共の福祉及び公共性

○委員(山田鶴男) この第四條の

○委員(山田鶴男) それじやちよ

○委員(山田鶴男) 原さんの

○委員(山田鶴男) 原さんの

○委員(山田鶴男) 原さんの

第十五部 労働委員会會議録第三号

昭和二十三年十二月八日

昭和二十三年十二月八日

昭和二十三年十二月八日

昭和二十三年十二月八日

昭和二十三年十二月八日（参議院）

委員会を再開いたします。

○原虎一君 先程質問の要点を御説明申上げたのでありますが、これを要約いたしますれば、労働大臣が言われま

すより、本法案が公共性、いわゆる公益事業として又國家企業として罷業を禁止するのが至当だと、この上に

立つて立案されておると思うのであります。罷業権を剝奪する、禁止してしまふ、争議行爲を禁止してしまふ、それ

れからこれに強い制限を加えるということ
ことは、結果的に見れば同様のようにな

考えられますが、労働法制の制定の上から考えますれば、これは必要な重要な問題であります。この点について

て、労働大臣の説明をお伺いしたい、
こう思うのであります。

○國務大臣(増田甲子七君) 原さんの

御質問は、私同感する点が非常に多いのでございますが、争議権を禁止せざるを得ざるの止むを得ざるに至つた

ということを、どうか御了解願いたいのであります。そこで事實關係は公共

か、或いは塩の製造、樟腦の製造とい

るし、現に塩のごときは普通の民間人

に塩を製造することを奨励した時代もありまして、ちよつと奇異に感じますが、併しこれは國家と同様な公共企業

体が経営しておるといふ点が一つと、もう一つは公共性が強いということと、その強い理由といたしましては、

特に専賣は間接税の徴税機構になつて
おります。その徴税機構という意味に
おいては、一つの国家的機関であると

いうわけで、**鉄道と同様に爭議権を禁**

格というものから来る罷業の禁止の理由なるものをもう少しお伺いしたいと思ふのであります。

○國務大臣(増田甲子七君) まあ要するに、マツカーサー・レターを引用することは余りどうかという御意見もござ

ございますし、私も同感でございます。とにかく政府の責任において出したものであります。併しながらマツ

カーサー・レターに則つて先だつて通
過いたしました五法案及びこの法案が

掛山された次第でございまして、マツ
カーサー・レターの精神を遵守いたし
まして、これを法文に現わした、即ち事

業の経営は、公共企業体の事業の経営が公共の利益に影響のないように運営されなくてはならん、あの條項が法文

化されますという、こういうことに相成つた次第であります。そこで法理論ということになりますれば、これは

むしろ第二段の問題でございますが、法理論としてお答え申しますと、今原さんのお話のよう二、第一二条が、

ことは何かと言え、公益性を強調するというと、一般民間事業においては

公益性はもとより強いものがあり得るといふようなお話でございますが、私といたしましては、公共的性質において

も、今申上げました通り、民間の諸般の常識的見地から見まして、公益事業と思われるものよりも公益的性質は一

段と強い、こういう確信に立つておるのであります。それと同様に、それ以上のウエイトを置いてもよろしいので

ございますが、國家と同様であるとこ
ろの完全國有法人の經營する事業であ
るといふよりは、意味も勿論あるつたで

○原虎一君 次にこの法律は、罷業を

1

—

1

言いますか、組織の上の代表者にあらざる選挙された委員が交渉をすること

ん。むしろ労働組合によつて作られた
団体協約が殆んど公務員に関する、公

あります。この点は私は今大臣の説明
においては納得いたし兼ねる。できま

が、その類似の組合、若しくは公共企業体以外の労働組合と同盟体、連合体

の趣旨に則つてああいうふうに書いて

道、專賣の政府事業が公共企業体に編成替えされたために、自然その間の労働

労働組合関係、或いは労働調整関係について特別な措置を講ずる必要があるという御趣旨につきましては十分了承ができるのであります。ところがマ書簡に示唆されておる点は、第一には事業運営に支障を来さないように、或いは争議権の禁止とか、又強制調停、調停仲裁の制度を設けるとか、こういう点にあると私は考えるものであります。然るにこの法案自体を見ますというところ、一般の労働組合関係とは別個な組合関係を規制しておるのであります。それはその中には、むしろこれは現在の労働組合法そのものを改正する必要に迫られておる規定があるので、特別にその公共企業体のために、こういう改正をしなければならんと考えられない点が、規定が含んでおるように思われるのであります。でありますから、私はこの際マ書簡に基づくこの法案につきましては、十分了承できるのであります。同時にこれは、この特別法は最小限度のものであつて、むしろ一般法を改正する必要があるものがあるのではないかと、例えば一例を申しますと、或いは又組合の役員を選出方法であるとか、或いは団体交渉の会合の方法であるとかいうような問題は、むしろ一般労働組合法の関係であつて、公共企業体に特別に必要なものとは考えられないのであります。大臣はどういうふうにお考えになつておるか、或いは又將來その必要を認められて組合法の改正についてもお考えがあるのかどうか、その点をお伺いして置きたいと思ひます。

○國務大臣(増田甲子七君) 一般法についてどういふような問題について考究する余地があるのではないかと、國鉄に限つてどういふことを規定した理由如何という御質問にお答え申し上げます。國鉄と専賣公社について特別の労働関係調整法というものを作つた理由といたしましては、この方面における労働関係の平和、産業平和ということが特に要求されておるからでございます。

○委員長(山田簡男君) 外に御質問ございせんか。それでは大休只今の御質問並びに労働大臣からの御回答によりまして、本法案の逐條審議並びに一般問題の質疑は終了いたしましたことにいたします。若し委員の中に修正案をお持ちの方がございますれば、明日午前中に労働委員長の下にお差出しを願ひたいと思ひます。それでは本日は、○原虎一君 午前中修正案の提出はちよつと無理なんでございます。いろいろなことで……。

○委員長(山田簡男君) それでは三時と一應決めて頂きますよう。それでは本日の労働委員会はこれで散会いたします。

午後五時二十三分散会

出席者は左の通り。

委員長 山田 簡男君
理事 一松 政二君
平野善治郎君
早川 慎一君

委員 原 虎一君
村尾 重雄君
竹下 豊次君
水橋 藤作君

國務大臣 労働大臣 増田甲子七君

政府委員
労働政務次官 竹下 豊次君
労働事務官 (労働局長) 賀来才二郎君
法務事務官 (法制第二局) 西村健次郎君
長 心得